

喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト

届出の際に、ご自分の店舗について、以下の点を確認の上、届出の際に添付してください。
喫煙可能室には、20歳未満の方は立ち入ることができません。店内の全部を喫煙可能室とした場合は、20歳未満の方の入店ができなくなりますので、ご注意ください。

A 設置届	
1	<p>（喫煙可能室の設置要件） ご自分の店舗が以下の喫煙可能室の設置要件に該当するか確認した</p> <p>(1) 2020年4月1日以前から営業している飲食店である 届出書に営業許可日を記載してください</p> <p>(2) 客席面積が100㎡以下である(㎡)</p> <p>(3) 資本金の額又は出資総額が5千万円未満である (一つの大規模会社が、発行済株式総数100株未満の会社又は、発行済株式総数が100株未満の会社(複数社)が、発行済株式総数の過半数を保有する会社) 客席面積を記入してください。 (営業許可書に添付されている図面などでご確認ください。)</p> <p>(4) 従業員がいない 届出書に記載してください</p> <p>(5) 上記(1)から(4)の要件に該当する旨を示す書類を保管している</p>
2	<p>（喫煙可能室(店)の技術的基準） ご自分の店舗の喫煙可能室は技術的基準に適合しているか確認した</p> <p>(1) 施設の<u>一部</u>に設置する場合</p> <p>(1) 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m / 秒以上である</p> <p>(2) 喫煙可能室の外に、たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されている</p> <p>(3) たばこの煙が施設の屋外に排気されている</p> <p>(2) 施設の<u>全部</u>を喫煙可能室とする場合</p> <p>(1) 喫煙可能室の外(店外)に、たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されている</p>
3	<p>「喫煙可能室(喫煙室用)」「喫煙可能室設置施設(施設出入口用)」の2つの標識を掲示した喫煙可能室を施設の全部に設置する場合 該当するステッカーを店頭に掲示してください。 詳細は「施設管理者向け標識掲示パンフレット」をご覧ください。</p>
4	届出書は、記載漏れがないか確認した

該当するどちらかの項目に
チェックしてください。

届出内容に変更が生じた場合や喫煙可能室を廃止する際は、届出が必要となります。

B 変更届 (喫煙可能室設置時の届出書の内容から変更が生じた)

変更・廃止の場合のみ記入

・変更の場合は、変更届出書とあわせ、変更内容がわかる書類を添付してください。

C

1 届出書は、記載漏れがないか確認した(様式は「種類」添付書類無し)